

第二章

昭和20年代に衝撃を与えた25の事件(3)

もくじ

アプレゲール犯罪・日大ギャング事件

裁判官の文化程度を露呈したチャタレイ裁判

今なお論議の続く白鳥事件

日本漁民に打撃を与えた李承晩ライン

学問の自由が争われた東大ポポロ事件

無罪まで二〇年、血のメーデー

アプレゲール犯罪・日大ギャング事件

敗戦とそれに続くアメリカ軍の進駐は、日本の社会に、戦前には見られなかったいろいろな風俗をもたらした。とくに若者達は、刹那的・頹廢的な行動に走り、大人達の眉をひそめさせるような服装や言葉使いをした。

旧世代は、そうした若者達を「アプレゲール」と呼んだ。省略して、アプレと呼ぶことも多かった。

アプレゲールとは、「戦後」を意味するフランス語である。第一次大戦後のフランスの新しい文芸運動を指すことばだったが、日本では、第二次大戦後の世代の文化と風俗とを指すことばとして使われた。

戦後一〇年ほどのあいだに、いくつかアプレゲールの犯罪が発生した。昭和二五年九月の日大ギャング事件は、その典型的なものである。

昭和二五年九月二二日、日本大学の運転手Kは、同僚の運転手・山際啓之（当時十九歳）が道端で手を上げているのを見て、ダットサンを停めた。車内には、大手町の銀行からおろしてきたばかりの日大職員の給料一九一万三〇〇〇円があったが、なにしろ、ふだん親しくしている同僚だったので、気を許して車を止め、ドアを開けてしまったのである。

山際は、車に乗り込むや、Kにジャックナイフをつきつけ、彼がひるむすきに、現金全額を奪って逃走した。

その二日後の二四日、山際は、恋人・藤本佐文さぶみ（同一八歳）といっしょにいるところを大森署員に急襲され、逮捕された。佐文は、日大教授・藤本藤次郎の長女であった。

二人は夫婦を装って、品川区に六畳間を借りて潜伏していたが、下宿屋の家人に不審に思われ、警察に通報されたものである。

大森署員が踏み込んだとき、二人は、ダブルベッドにしないで寝そべっていたが、刑事から同行を求められると、山際は佐文に向かって、「オー、ミステイク」と叫んだ。これが新聞に報道されるや、このことばは、たちまち流行語となった。

山際は、はじめ、「自分は二世で、山際なんて者ではない」と、二世風の片言日本語でいつていたが、すぐに二世ではないことがばれてしまった。彼は、ろくに英語がしゃべれなかったのである。二世を装いきれなくなると、山際は、ワツと泣き出す始末。

警察での取り調べの際も、山際は片言の英語を使い、胸には「ジョージ」と入れ墨を彫っているなど、すっかりアメリカのギャングを気取っていた。

佐文は、名前さえなかないほど気の強い娘だったが、男が自白したことを聞かされると、係員の前に泣き伏した。ギャングの情婦気取りでいても、やはり一八の娘

であった。

犯行の動機は、二人で駆け落ちするための資金欲しさで、逮捕されるまでの二日間に、二人は洋服やボストンバッグなど三〇万円を使い込んでいた。いささかお粗末な、日本版ポニーとクライドであった。

裁判官の文化程度を露呈したチャタレイ裁判

昭和二六年五月八日、世にいう〈チャタレイ裁判〉が開
始された。これは、前年の四月に小山書店から刊行された、
イギリスの作家D・H・ロレンスの『チャタレイ夫人の恋
人』上下二巻が、わいせつ文書か否かを争う裁判であつた。

訳者の伊藤整は、学究肌の詩人・作家・評論家で、その
手になる、この二〇世紀文学の傑作の完訳は、今日でも名
訳との評価が高い。その本が、二五年の五月にわいせつ文
書として押収され、さらに同年九月には、刑法第一七五条
のわいせつ文書頒布罪によって、伊藤と出版者の小山久二
郎が起訴された。

戦後、性の解放が進み、また憲法で表現の自由が保障さ
れていたこともあって、いかがわしい出版物が氾濫してい
たことは事実である。このため、捜査当局は取締りの必要
を感じていた。ところが、その槍玉にあげたのが、ことも
あろうに、文豪ロレンスの代表作ともいふべきこの作品で
ある。

当然、作家や文化人たちのあいだから、反対運動が盛り
上がった。人権擁護派の弁護士として名高い正木ひろしの
ほか、かつては裁判官^{たまき}だつた環昌一・環直弥両弁護士も、
被告二人の弁護にあたつた。

また、日本ペンクラブでは、作品の芸術性を主張するために、評論家の中島健蔵と福田恒存つねありを特別弁護人として立てた。左翼的な中島と反左翼的な福田とが共闘したのは、文芸史上画期的なできごとであった。

この二人のほか、文芸家協会会長の青野季吉すえきち、文芸評論家の吉田健一・吉田精一、作家の豊島とよしま与志雄、心理学者の宮城音弥・波多野完治なども証言に立ち、作家の坂口安吾・舟橋聖一・高見順なども、傍聴に通った。

しかし、一番の東京地裁は、伊藤は無罪としたが、この小説の販売や広告の仕方に問題があるとして、小山に罰金二五万円の判決を下した。また、二審の東京高裁は、この作品がわいせつ文書であるとして、伊藤にも罰金一〇万円の判決を下した。

そして、昭和三二年三月一三日、最高裁判所は、「この小説はいわゆる春本ではなく、芸術作品ではあるが、受けとめ方によってはわいせつ文書である」という奇妙な理由で、被告側の上告を棄却、有罪が確定した。

これと同じころ、作者ロレンスの国イギリスでも、ヘチヤタレイ裁判ヘチヤタレイ裁判が行なわれていたが、こちらは、わいせつ文書にはあたらないという判決であった。はからずも、日英両国の裁判官の文化程度が比較されたかたちとなった。

なお、伊藤は、この裁判ののちも評論家・作家活動を続け、昭和四四年に亡くなったが、まじめでかたい出版をしてきた小山は、この裁判が原因で自分の出版社をつぶして

しまった。

今なお論議の続く白鳥事件

昭和二十七年一月二一日の夜、札幌市内の路上を自転車であ走っていた男が、これも自転車であ後ろから走ってきた男に、ピストルで二発撃たれた。一発は外れたが、もう一発は心臓を貫通、男は病院に運ばれる途中で死亡した。

撃たれた男は、札幌中央署の警備課長・白鳥一雄警部で、勤めを終えて帰宅する途中であった。

死体は、北大法医学教室で解剖されたが、このとき摘出された拳銃弾一個と現場から発見された薬きょうのみが証拠品であった。

二六年二月に武装闘争方針を採択した日本共産党は、八月には「民族解放民主革命」を規定した新綱領に従って、極左冒険主義の武装闘争にのめり込み、各地で火炎ビン騒ぎを繰り返していた。撃たれた白鳥警部は、その捜査および取締りに当たっていたのである。

こうしたことから、捜査当局は、日本共産党軍事組織の犯行と見て捜査を続け、あとになって日本共産党の札幌地区委員長・村上国治らを逮捕した。その自供に基づいて、主犯を日共軍事組織の地区責任者・佐藤博と断定し、彼を含む七人を指名手配したが、この七人は、いずれも行方をくらましてしまった。

札幌地方裁判所は、村上に無期懲役の判決を下したが、村上は上告、二審では二〇年の判決が下った。村上らは無実を訴え続けたが、最高裁は、三八年に上告を棄却して、刑が確定した。

しかし、この裁判については、今なお論議が絶えない。捜査当局は、村上らが、犯行に先立って、拳銃の威力を確かめるために、札幌市郊外の山林で試射したと主張し、裁判では、その試射弾を証拠として提出した。

しかし、その錆びぐあいなどから、警察が主張する試射の時期よりかなりあとに発射されたものではないか、という疑問が出てきた。

では、いったい、だれが、なんのために白鳥警部を撃つたのか。真相は、なお藪の中である。

なお、村上は四四年一月に仮釈放になった。また、行方をくらましていた七人のうち、三人は五〇年、五二年と相前後して中国から帰国したが、いずれも不起訴あるいは起訴猶予となった。

日本漁民に打撃を与えた李承晩ライン

昭和二十七年一月一八日、韓国の李承晩大統領が、日韓両国周辺の公海上に新たな水域境界線を設けることを一方的に宣言し、日本側の関係者に大きな衝撃を与えた。

宣言によると、その広大な海域の水産物保全に韓国が主権を行使するという。水産物保全といえば聞こえはいいが、要するに、この海域内では、韓国漁船のみが操業できるということ、ていどのいい日本漁船の締め出しであった。

この境界線は、大統領の名をとって、李承晩ラインと呼ばれた。

日韓のあいだの海域上には、暫定的な境界線として、終戦直後に連合軍によって設定された、いわゆるマッカーサー・ラインがあった。それは、サンフランシスコ講和条約の発効によって撤廃されることになっていたが、その撤廃直前に李承晩ラインが引かれたのである。

李承晩ラインは、マッカーサー・ラインよりもかなり日本に近く、帰属について紛争中であつた竹島や、韓国の海岸線に隣接する大陸棚の水域を含んでいた。

この海域の大部分は、公海である。したがって、名目はどうであれ、一国が勝手に線を引くことは、国際法上認められない。李承晩ラインは、いわば国際法無視の行為であ

った。

にもかかわらず、日本政府は、日本が敗戦国であるということ、および戦前からの韓国との複雑な関係から、断固たる処置をとることができず、公海自由の原則を楯に、韓国政府に対してただ抗議を繰り返すばかりであった。

このため、李承晩ラインが撤廃される昭和三六年一二月までに、二八二隻、三五一人の日本漁民が、韓国に拿捕、抑留されたのである。

昭和二八年二月四日には、韓国船に銃撃されて漁民が死亡するという第一大邦丸事件まで起きている。

李承晩は、日本を憎む韓国・朝鮮人のなかでも、とりわけ日本に対する憎悪の強かった人物である。

日韓併合から四年目の一九一四年（大正三年）、朝鮮総督の寺内正毅暗殺未遂事件に連座して投獄され、釈放後渡米。朝鮮・韓国解放の年に帰国して、一九四八年（昭和二十三年）、韓国の初代大統領に就任した。

就任とともに、強力な独裁体制をしいて、反対派の大弾圧を行なった。このため、民心を失い、一時は政権維持も危うくなったが、朝鮮戦争の勃発で救われた。一九六〇年（昭和三五年）、独裁政権のまま四選を果たしたが、彼の不正を追及するデモが全国に広まったため、政権を失い、アメリカに亡命した。

「絶対的権力は絶対的に腐敗する」というアクトンのことばどおり、李承晩も、不正蓄財・閥族政治といった腐敗に

よって、晩節を汚したのである。

日韓漁業協定が結ばれ、李承晩ラインが撤廃されたのは、李承晩政権が倒れた翌年のことであった。

学問の自由が争われた東大ポポロ事件

昭和二十七年二月二〇日の午後、東大法文系二五番教室では、「小林多喜二祭」が開かれていた。これは、同大の学生劇団ポポロ座の主催になるもので、学生を中心に約三〇〇人が参加していた。

同劇団によって、松川事件に取材した劇が演じられていた午後七時三〇分ごろ、観衆のなかから、「イヌがいる」「つまみ出せ」という声が起こった。学生のうちの何人かが、観衆のなかにまじって劇を見物していた、顔見知りの警官を発見したのである。

発見されたのは、本富士署の特別警備係・茅根隆ら三人の巡査で、いずれも私服で、料金を払って見物していた。学生達は、彼らに警察手帳の呈示を求め、それに東大の教授や学内文化団体の動静を探ったメモが記されていることがわかると、三人こづき回したうえ、里村光治巡査の警察手帳を奪った。

本富士署は、この事件で学生一人を逮捕した。これに対して、東大側は、

「事件の責任は、学生の催しに不法に潜入した警察官の側にある」

と抗議したが、その一方で、学生が警官の警察手帳を奪

った行動については遺憾の意を表明した。さらに、矢内原忠雄・東大総長は、学生の釈放を要求したが、文部大臣は記者会見で、

「大学といえども、治安責任は警察にあり、警察官の大学への侵入はやむをえない」

と述べて、東大総長と対立した。

東京地検は、逮捕された学生を含め、二人を暴力行為等処罰法違反で起訴した。二人は、一審・二審・三審では、「警官の学内立ち入りは学問の自由の侵害行為」として無罪とされたが、三八年五月、最高裁は原判決を破棄し、裁判のやり直しを命じた

東京地裁の差戻し審では、二人とも有罪判決となり、四年最高裁で上告が棄却されて、有罪が確定した。大学における学問の自由が、初めて裁判で争われた事件であるが、事件発生以来二一年余という長期裁判となった。

なお、同年の五月には、いわゆる「早大事件」が起きている。これは、メーデー事件の捜査と称して早大構内に入った警官が、学生達につかまったため、実力行使に出た警官隊によって、学生側に三〇余名の負傷者が出たという事件である。

このとき、早大総長・島田孝一は、学生を徹底的に擁護し、警察の非について譲らなかつた。

今日の大学の状況を見ると、矢内原や島田のような、権力との対立を恐れない気骨ある教育者・学者は、ほとんど

見当たらなくなっているし、また、彼らにかばわれるに値するような学生達もいなくなっている。残念な状況といわなければならぬ。

無罪まで二〇年、血のメーデー

昭和二七年五月一日、第二三回メーデーでは、皇居前広場が使用不許可となったために、明治神宮外苑が中央会場に当てられた。

講和条約発効後初のメーデーということで、会場には一種の解放感があったが、その反面、それが全面講和でなく、アメリカ主導による講和であったこと、さらに、戦前の治安維持法を思わせる破壊活動防止法が国会に提出されていること、皇居前広場が使用不許可になったことなどが交錯して、メーデー参加者のあいだには、不満や怒りがうっ積していた。

午後〇時二〇分、大会終了とともに、参加者たちは東・西・南・北・中部の五コースに分かれて、デモ行進に移った。この五コースのうち、中部と南部は、解散地点が日比谷公園となっていたが、そのうち国会前を通って日比谷公園に向かう中部コースは、都学連を主力とする全学連の学生達が先頭を占めていた。

中部コースの先頭は、午後二時ごろ、解散予定地点に到着した。しかし、学生達は解散せず、「人民広場へ、人民広場へ」と叫びながら公園を出て、日比谷交差点で待ち構えていた警官隊と衝突し、さらにGHQ前で投石しながら、

馬場先門から皇居前広場になだれ込んだ。その数は、検察側の主張で三〇〇〇人というが、確かな人数はわからない。二時三五分、二重橋を固めていた警官隊が実力規制に出て、第一次衝突が起こった。警官隊がピストル九発を発射したため、デモ隊はいったん楠公像のある広場へ後退した。三時三〇分ごろ、後続の中部コースや南部コースの一部の人達を加えて、広場は八〇〇〇人の人々でふくれあがった。

やがて、第二次衝突が起こる。このデモ隊に対して、約五〇〇〇人の警官隊が、いっせいに襲いかかったのである。警官隊は、ピストル約七〇発を発射し、催涙弾を打ち込んだ。デモ隊は、太鼓を打ち鳴らし、石を投げ、プラカードやこん棒を振りかざして立ち向かう者、逃げまどう者など、大混乱に陥った。

まもなく、デモ隊は日比谷方面に追い詰められたが、その間、デモ隊によって、米軍の自動車一三台、白バイ一台が焼かれ、二〇台が大破された。このように、皇居前広場一帯は、約三時間、市街戦を思わせる騒乱の巷と化し、デモ隊が鎮圧されたのは、六時過ぎになってからであった。翌日の新聞は、いっせいに、「暴徒と化した」とデモ隊を評したが、そばで目撃した作家の梅崎春生は、「ほとんど無抵抗なデモ隊に殴りかかった警官のほうが、水際だつて組織的に訓練された〈暴徒〉であった」と書いている。

実際、デモ隊側は法政大生近藤巨士、労組員高橋正夫の

二人が死亡、二〇〇〇名あまりの重軽傷者を出し、一二三二名が逮捕されたのである。

このうちの二六一名が起訴され、うち二五九名に騒乱罪が適用されたが、検察は、首謀者を特定できなかった。このため、この事件は「首なし騒乱事件」といわれた。

東京地裁は、二七年九月に公判を開始したが、判決が下ったのは、事件から一七年九か月後の四五年一月二八日のことだった。

判決の要旨は、「第一次衝突は、警官隊の違法な実力行使が主因となって起きたものであって、騒乱罪は成立しないが、第二次衝突は、適法な警官隊の行動に対して集団の大部分が激しく抵抗して起きたもので、騒乱罪は成立する」として、八一名に騒乱罪を適用して有罪、別に一一名が有罪となり、一一〇名が無罪となった。

この判決に対し、検察側が控訴しなかったため、一一〇名の無罪は確定したが、有罪の被告は全員が控訴し、裁判はさらに六年間続いた。東京高裁で二審の判決が下ったのは、昭和四七年一月二二日のことである。

それは、「騒乱罪は成立せず、警官隊の実力行使は違法」というものであった。これによって、やっとへ血のメーデーは、決着を見たのである。